

意向を踏まえ、事実関係を詳細に把握する。

3 対策及び保護者への情報提供

調査に基づき、関係機関の援助、指導を受けながら、対策を実行すると共に、被害児童及びその保護者に情報を提供する。

4 教育委員会への報告

調査、対応については、逐次教育委員会に報告し、指導助言を受ける。

5 いじめの収束・再発防止

調査結果を踏まえ、いじめの収束に全力を尽くすと共に、再発防止のために必要な措置をとる。

第8 関係機関との連携

1 地域・家庭との連携の推進

(1) P T Aとの連携のもと、いじめに対する理解を深める取組を推進する

- ◆講演会等の実施
- ◆児童への取組等の説明 等

(2) いじめの防止に関する学校の基本方針や取組をホームページ、学校だより等で積極的に発信する。

2 関係機関との連携の推進

警察、児童相談所等の関係機関と適切な連携を行う。

第9 その他

1 日常

- ◆毎日実施される「つながりケア会議」の内容を記録する。
- ◆記録には、校務支援システムの「回覧板」を用い、全職員に周知する。
- ◆「回覧板」への記録は印刷の上、保存する。

2 いじめ事象発生時

- ◆いじめが起きたときには、疑わしい場合を含め、詳細な記録を作成する。
- ◆記録用紙の書式は、別途定める。

